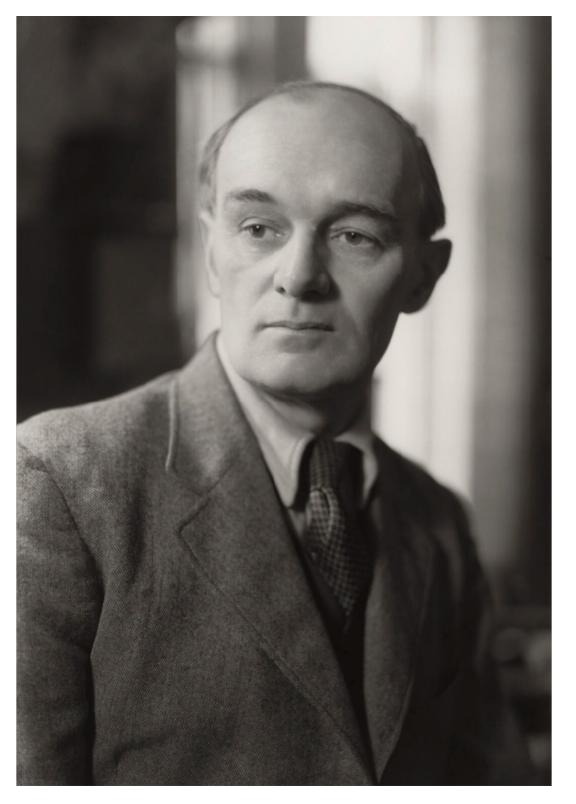
福祉国家行政を支える社会学

政策社会学史⑦マーシャル/ティトマス

上村 泰裕 (名古屋大学)



Thomas Humphrey Marshall 1893~1981



Richard Morris Titmuss 1907~1973

労働者諸階級の向上には乗り越えられないような限界があると 言われるが、ほんとうか。

「この問題は、いつかはすべての人が平等になれるか、という問題ではありません。そんなことはまず不可能です。むしろ問題は、少なくとも職業の面で、<u>すべての人がジェントルマンになるまで</u>、たとえ遅々とした歩みであっても<u>進歩が着実に続きはしないだろうか</u>、という点にあります。私は、それが<u>可能であり、そのようになるであろう</u>と主張いたします。」

(アルフレッド・マーシャル「労働者諸階級の未来」1873年)

「すべての人がそうした〔ジェントルマンの〕生活条件を享受 すべきだという要求は、すべての人が社会的遺産を共有するこ とを許されるべきだという要求にほかならず、それはさらに、 すべての人が社会の正式なメンバーとして、すなわち市民とし て受け入れられるべきだという要求を意味している。…このこ とは、共同体の正式なメンバーシップ、すなわち市民権という 観念と結びついたある種の基本的な人間の平等というものが存 在し、それが社会における経済的不平等と矛盾するわけではな い、ということを前提としている。言いかえれば、市民権の平 等が承認されるならば、社会階級システムの不平等も容認でき るかも知れないということである。」

(T·H·マーシャル「市民権と社会階級」〔1949年初出〕11頁、訳文改変)

- ト市民権の三要素(15頁)
- ①公民権:個人の自由のために必要とされる諸権利。人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し契約を結ぶ権利、裁判を受ける権利。対応する制度は、<u>法廷</u>。18世紀に成立。
- ②参政権:政治権力の行使に参加する権利。対応する制度は、 議会。19世紀に成立。
- ③社会権:最低限の経済的福祉と保障を求める権利から、社会的遺産を共有し標準的な文明生活を送る権利まで。対応する制度は、教育システムと社会サービス。20世紀に成立。

「市民権は、共同体の正式な成員に与えられる身分である。市民権をもつ人々はすべて、市民権にともなう<u>権利と義務に関して平等</u>である。権利と義務の内容を決める普遍的な原理は存在しないが、市民権の制度が発展しつつある社会では、理想的な市民権のイメージに照らしてこれまでの達成を評価し今後の目標を定めている。そのようにして構想された方針に沿って、いっそう完全な平等、市民権の内容の充実、適用範囲の拡大が推進される。」(36頁、訳文改変)

- 平等の体系である市民権が、不平等の体系である資本主義的 社会階級と相ならんで発達したのはなぜか。社会階級の二類 型。(39頁)
- ①第一類型:法律と慣習によって明示された<u>身分序列に基づく</u> 階級。生活水準の違いが基準ではない。貴族・平民・農奴・ 奴隷など。<u>市民権はこのような階級制度を破壊する</u>。
- ②第二類型:財産・教育制度や国民経済構造に関連するさまざまな要因の相互作用から生じる階級。生活水準という共通の尺度によって測定できる格差。市民権と両立。

社会サービスの拡大は、所得の平等化を第一の目的としているわけではない。重要なのは、文明生活の具体的な内容が豊富化されることであり、危険や不安が全般的に減少することであり、幸運な人と不運な人(健康な人と病気の人、就業者と失業者、高齢世代と現役世代、独身男性と大家族の父親)が平等化されることである。異なる階級間の平等化というよりは、市民権をもつすべての個人間の平等化である。<u>所得の平等よりも身分の平等</u>のほうが重要である。(71頁)

「戦後の、国民保健サービス〔NHS〕法、1944年の教育法、国民保険法、家族手当法などの制定に具体化された<u>普遍主義の原則</u>について考えてみよう。この原則が採用されるに至った基本的な歴史的理由の一つは、サービスをその<u>利用者の地位や尊厳や自尊心を屈辱的に失わせることがないような方法</u>で、全国民が利用できる近づきやすいものにしようとすることにあった。」

(ティトマス「福祉国家と福祉社会」〔1967年初出〕『社会福祉と社会保障』159頁、訳文改変)

「研究をさらに進めるためには、ミーンズテストをともなう サービスのパターンやその運用についても考慮しなければなら ない。私の研究助手レディン氏の推計によれば、今日、イング ランドとウェールズの「教育・児童福祉・保健・住宅・公的扶 助などを担当する〕地方当局が管轄しているミーンズテストは 少なくとも3000あり、そのうち約半数は相互に異なったもので あるという。…今日、福祉を学ぶ人々は、福祉の主要な問題を 普遍主義的サービスと選別主義的サービスという形で捉え、し かもそれらをあまりに素朴で単純化された政策選択の図式とし て考えているのではないか。」(163頁、訳文改変)

「私たちは、個人的な挫折感や敗北感の苦痛なしに積極的に区 別する手段、価値、方法、技術を追求しているのである。…私 たちが当面している課題は、普遍主義的社会サービスか選別主 義的社会サービスかの選択ではない。真の課題は、最も強度の 必要をかかえる人のために、恥辱の烙印〔スティグマ〕を押す 危険をできるだけ小さなものにしながら、積極的に区別してい くことをめざす選別的サービスが社会的に受け容れられ、発展 していくことが可能だとすれば、その内外で基礎となる価値と 機会の枠組を提供するためにはいかなる普遍主義的サービスの 下部構造が必要とされているか、ということである。」

(168頁、訳文改変)

「アメリカの民間血液市場に関する研究から、私たちは次のよ うに結論づけた。血液と輸血関係の商業化は利他主義の表明を 抑圧し、コミュニティ感覚を侵蝕し、科学的基準を低下させ、 人格的自由と専門職の自由を制限し、病院と検査機関の営利行 為を是認し、医師と患者の敵対関係を法制化し、医療の重大な 領域を商法に委ね、莫大な社会的コストを最も負い難い人々に 負わせ、医学と医療現場のさまざまな部門で非倫理的行動の危 険を増し、結果として、ますます多くの血液が貧困者、非熟練 労働者、失業者、黒人、その他の低所得集団、常習的売血者と いう搾取された人口集団によって供給されている。貧困者から 富裕者への血液と血液製剤の再分配が、アメリカの血液銀行制 度の主要な結果のようである。」(Titmuss, The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy, 1997[1970], 314頁)

「私はロンドンのウェストミンスター病院の放射線治療科外来の待合室で、他の5名の患者とともに座っていた。…多くの経験のなかでもう一つ目立ったことは、直腸癌でトリニダードから来ていた25歳の青年のことだった。彼のラジウム治療の予約は、私と同じ毎日午前10時だった。彼は時々、セラトロン室に私より先に入った。私が先に入ることもあった。順番待ちの行列は、ロンドンの交通の気まぐれのように全く単純に決められた。 それは、人種や宗教や皮膚の色や階級によって決まるのではなかった。」

(ティトマス『社会福祉政策』[1974年初出]あとがき、186頁、訳文改変)

「〔社会サービスには〕権利と義務との非常に密接な混合があ り、それはさまざまな形をとる。そこでは、…権利の行使は同 時に義務である。このことは教育の場合に最も明瞭である。つ まり教育は、すべての市民がもつ権利というだけでなく、それ によって市民が形成されるプロセスでもある。教育はすべての 社会が社会そのものの利益のために促進しなければならないも のであり、…そうできる社会はすべて、ある段階までの教育を 義務とするのである。…さらに、大学にいたる義務教育以上の 教育も、国民の健康と繁栄にとって決定的に重要であり、個人 は彼の生来の能力が許すかぎりそれを利用する義務を負うもの と見なされるのである。」

(マーシャル「福祉に対する権利」〔1965年初出〕『福祉国家·福祉社会の基礎理論』161頁、訳文改変)

「教育への権利と同じく、保健サービスへの権利も義務と混じり合っている。…人々の身体は国民の資産の一部であって大切にしなければならず、病気は広がるおそれがあるばかりでなく国民所得の損失を招く。…民主主義において市民は「自由になることを強制される」というルソーの考えは私たちをたじろがせるが、市民が健康になるよう誘導されることに賛成するのは容易である。」(163頁、訳文改変)

「ここで指摘しておくべき重要なことは、20世紀に考案された教育や保健に対する権利と、18世紀や19世紀に作られた財産権を原型とする市民権との違いである。ロックやその他の論者たちは、市民権は個人に固有の「自然権」であって、彼が属する社会によって彼のために作られたものではないと主張した。…それとは対照的に、現代の教育や保健に対する権利は、社会的起源を持つものとすべての人から認められているだけでなく、個人が社会に吸収されると同時に、その集合的福祉に頼りかつ貢献するというメカニズムの一部なのである。」

(163頁、訳文改変)

「福祉国家の構造そのものに初めから矛盾があった。ベヴァリ ジのミニマム以上の概念は、社会政策の範囲から全く離れて個 人の努力で個人的差異を作り出すのは自由でなければならない というものであったが、この考え方はNHSや公教育、住宅政策、 学校給食などに体現された別の理念とは容易に混じり合わな かった。保健と教育では、国家は、経済的地位に関係なく市民 の必要を十分に満たす仕事を引き受けた。国家が提供したのは、 私企業が活動する基礎ではなく、私的源泉から獲得されうるも のに対する完全な代替物であった。…これらのサービスに体現 された哲学は、…「公正な分かち合い」という社会主義の哲学 と似ていた。

その哲学はしばらくの間、福祉国家の誕生にともなう状況のためにその場を支配していた。それが生まれたのは、戦争によって作り出された国民的連帯の感覚が、戦後の欠乏によって課された強制的な消費制限や分かち合い体制と一致した時である。 福祉国家は「耐乏社会」と連携している間は挑戦されることなく君臨し、豊かな社会と結びつき始めるとあらゆる方面から攻撃された、と結論せざるを得ない。」

(マーシャル「福祉国家と豊かな社会」〔1961年初出〕『社会学・社会福祉学論集』329頁、訳文改変)

「英国福祉国家は、…戦争と平和状態への移行における英国の独自な経験において、偶然と歴史が結び合わせた諸力の爆発の産物であった。この状態が解消すると、社会は変化し、私たちが最初に「福祉国家」と名づけたものは消え去った。その制度や実践や手続や専門技術は依然として私たちとともにあるが、それらは異なった環境で、それらを独自の精神を備えた社会システムに作り上げた元来のコンセンサスぬきに作動している。」(335頁、訳文改変)

「たんに福祉国家の機構の部品だけでなく、その本質的精神を維持したいのであれば、もう一度、すべての人に受け容れられる社会システムの中心となるような、時代状況に適合する新しいモデルを展開する必要がある。…「福祉国家」を一般的概念として使うと、必ずや論点を曲げて、正しい構造的パターンがあると示唆することになる。ところが実際には、パターンは時代とともに変化するのである。」(336頁、訳文改変)

出典

- ▶ マーシャル『シティズンシップと社会的階級――近現代を総括するマニフェスト』(岩崎信彦・中村健吾訳、法律文化社、1993年)
- ▶ マーシャル『福祉国家・福祉社会の基礎理論──「福祉に対する権利」他論集』(岡田藤太郎訳、相川書房、1989年)
- ▶ マーシャル『社会学・社会福祉学論集──「市民資格と社会的階級」他』(岡田藤太郎・森定玲子訳、相川書房、1998年)
- ▶ ティトマス『社会福祉と社会保障』(三浦文夫訳、東京大学出版会、1971年)
- ▶ ティトマス『社会福祉政策』(三友雅夫監訳、恒星社厚生閣、2003年)
- Titmuss, The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy, The New Press, 1997.

写真

https://www.npg.org.uk/collections/search/person/mp57275/thomas-humphrey-marshall https://www.npg.org.uk/collections/search/portrait/mw192699/Richard-Morris-Titmuss